

志布志市税条例等の主な改正内容

1 志布志市税条例

(1) 個人市民税関係

- ア 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化
- イ 森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備
- ウ 課税の特例適用期間の延長

(2) 軽自動車税関係

- ア 自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化
- イ 三輪の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し
- ウ 軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の適用期間の延長

(3) 固定資産税関係

- ア 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設
- イ 令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の延長

2 志布志市都市計画税条例

課税標準の特例措置対象追加に伴う整理

3 志布志市国民健康保険税条例

- (1) 課税限度額の引上げ
- (2) 国民健康保険税の減額

1 志布志市税条例

(1) 個人市民税関係

ア 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができることとする。

条文	施行日
第36条の3の2第2～6項	R7.1.1

イ 森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備

森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の市民税及び県民税に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収する規定を設ける。

条文	施行日
第34条の9第2項／第38条第1、3項／第41条／第44条第1、2、3、5、6項／第47条第1、2項／第47条の2第1、2項／第47条の6第1、2項	R6.1.1

ウ 課税の特例適用期間の延長

肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例適用期間を令和9年度まで、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例適用期間を令和8年度まで、それぞれ延長する。

条文	施行日
附則第8条第1項／附則第17条の2第1、2項	R5.4.1

(2) 軽自動車税関係

ア 自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化

自動車メーカーの不正行為に起因し軽自動車税環境性能割・種別割の納付不足額が生じた場合における、当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる。

条文	施行日
附則第15条の2第4項／附則第16条の2第3項	R6.1.1

イ 三輪の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し

種別割区分について、ミニカーの区分から三輪の特定小型原動機付自転車を除外し、原動機付自転車の区分とする。

条文	施行日
第82条第1項第1号エ	R5.7.1

ウ 軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の適用期限の延長

より環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、新車に係る翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能に応じて軽減する適用期限を、概ね25%軽減の営業用乗用車にあっては2年、当該営業用乗用車以外の軽自動車にあっては3年それぞれ延長する。

特例割合	適用対象車	取得時期	延長期間
概ね75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	R8.3.31まで	3年
概ね50%軽減	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成（営業用のみ）	R8.3.31まで（以降延長なし）	3年
概ね25%軽減	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成（営業用のみ）	R7.3.31まで（以降延長なし）	2年

上記に加え、一定の排ガス性能及び2020年度燃費基準達成が必要

条文	施行日
附則第16条	R5.4.1

1 志布志市税条例

(3) 固定資産税関係

ア 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設

長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した一定の要件を満たすマンションについて、固定資産税（都市計画税は対象外、家屋のみ、上限100㎡/戸）を翌年度に限り減額する。なお、減額割合は、「1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において条例で定める。」とされたことから、参酌基準の「1/3」を採用する。

対象となるマンションの要件（要件をすべて満たしていること）

築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること

大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること

長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために、必要な修繕積立金が確保されていること

条文	施行日
附則第10条の2第22項、附則第10条の3第11～13項	R5.4.1

イ 令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の延長

被災住宅用地等に係る固定資産税の特例措置を、引き続き適用できることとする。

条文	施行日
附則第10条の4	R5.4.1

2 志布志市都市計画税条例

課税標準の特例措置対象追加に伴う整理

課税標準の特例措置の適用対象が追加されたことによる条文の整理。

条文	施行日
附則第2項、附則第10項	R5.4.1

3 志布志市国民健康保険税条例

(1) 課税限度額の引上げ

国民健康保険税の課税額のうち後期高齢者支援金等課税額について、限度額を20万円から22万円に引き上げる。

条文	施行日
第2条第3項	R5.4.1

(2) 国民健康保険税の減額

減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し。

条文	施行日
第25条第1項第2、3号	R5.4.1